# 令和元年度 第6回人事委員会 会議結果

**二 場 所** 人事委員会委員室(県庁第二庁舎 7 階)

# 三 出席者

1 人事委員 委 員 長 上 田 博 久 委 員 小 松 哲 也 委 員 中 本 久美子

2 事務局職員 事務局長 川本晴彦 次長兼任用課長 山 添 久 尾田聡子 給与課長 主 川口豊長 幹 係 長 毎 野 卓 実 係 長 髙 多 孝 典

3 傍聴者 なし

#### 四議題

議案第1号 審査請求の受理及び審査長、審査員の指名について

議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係)

議案第3号 管理職手当の区分に係る承認について

議案第4号 昇給の特例に係る計画の承認について

# 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号、3号及び4号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

審査請求の受理及び審査長、審査員の指名について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正(組織改正関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

# 【説明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

- 1 改正する規則等の名称
  - ① 給料表の適用範囲に関する規則
  - ② 管理職手当に関する規則
  - ③ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について
  - ④ 職員の職務の級の分類に関する規則
  - ⑤ 管理職員等の範囲を定める規則

# 2 概要

① 給料表の適用範囲に関する規則

知事部局における部局の改組、所属名の変更を踏まえ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)並びに医療職給料表(1)を適用する職員の範囲を定める規定を一部改正する。

また、行政組織規則を踏まえて建制順にする等所要の規定の整備を行う。

- 教育職給料表(1)、(2)
  - ・規定中の「教育・学術振興課」を「総合教育推進課」に改正する。
  - ・適用対象に「とっとり弥生の王国推進課の係長(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主事」を追加する。
- 医療職給料表(1)
  - ・規定中の「医療指導課の課長」を「医療・保険課の課長」に改正する。

#### ② 管理職手当に関する規則

組織の移管、廃止、職の新設又は廃止等に伴い、管理職手当の支給区分を定める当該規則別表第1に規定する組織又は職、及び管理職手当月額を定める規則別表第2に規定する備考第1項で定める特定職を一部改正する。

また、行政組織規則を踏まえて建制順にする等所要の規定の整備を行う。

#### 規則別表第1

#### <知事部局>

- ・本庁の東部振興監(1種、2種)の削除
- ・本庁の観光交流局の局長の削除(1種)
- ・本庁の子育て・人財局の局長の追加(1種)
- ・本庁の歴史遺産室の室長及び東部振興課のチーム長並びに中山間地域振興リーダーの削除(4種)
- ・地方機関の総合事務所の中山間地域振興リーダーの削除(4種)
- ・地方機関の東部地域振興事務所の職の追加(所長(2種)、副所長(3種)、課長(3種)、チーム長(4種))

#### 規則別表第2の備考1(特定職)

<知事部局>

- ・知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監を削除
- ③ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について組織の移管、廃止、職の新設又は廃止等に伴い、通知を改正するもの。また、行政組織規則を踏まえて建制順にする等所要の規定の整備を行う。
  - •1の部長の職務及び同相当職の職務を行う職の東部振興監及び観光交流局の局長の削除、子育で・ 人財局の局長の追加。
  - •7の課長の職務及び同相当職の職務を行う職の東部振興課のチーム長、中山間地域振興リーダー、 歴史遺産室の室長を削除、東部地域振興事務所のチーム長を追加。
- ④ 職員の職務の級の分類に関する規則

知事部局における部局の改組、所属名の変更等に伴い、職員の職務の級の分類を一部改正する。 また、行政組織規則を踏まえて建制順にする等所要の規定の整備を行う。

○ 行政職給料表級別職務分類表

<知事部局・本庁>

- ・元気づくり総本部の職の削除と令和新時代創造本部の職の追加
- ・交流人口拡大本部の職の追加(総務部から関西本部、名古屋代表部の職を移管)
- ・総務部の関西本部、名古屋代表部の職を削除
- ・地域振興部を地域づくり推進部へ、地域振興課を市町村課へ改正し、文化財課の職を削除

- ・子育で・人財局の職を追加
- ・本庁共通の職から東部振興監、中山間地域振興リーダーの削除
- ・本庁共通の職に部内局(観光交流局)の局長(6級)を追加。本庁共通の部並び局の副局長(7級、8級)を削除し、個別に記載(危機管理局、子育で・人財局)

#### <知事部局·地方機関>

- 東部地域振興事務所の職の追加
- ・地方機関共通の職から中山間地域振興リーダー(6級)の削除

#### ⑤ 管理職員等の範囲を定める規則

組織の移管、廃止、職の新設又は廃止等に伴い、管理職員の範囲を定める当該規則別表に規定する職員を一部改正する。

また、行政組織規則を踏まえて建制順にする等所要の規定の整備を行う。

- ・本庁の東部振興監、東部振興課のチーム長、課長補佐の削除
- ・東部地域振興事務所の所長、副所長、課長、チーム長、課長補佐の追加

#### 3 施行日

令和元年7月5日

#### 【質疑等】

委員:医療職給料表(1)の改正について、平成30年度の組織改正の際の改正もれということだが 支障はなかったのか。本人もわからなかったのか。

事務局: たまたま、医療職給料表 (1) が適用となる医師の課長がいなかったので問題が生じなかった もの。

委員:組織名から境港とか、米子といった部分を落としているが、落とした名称が今後の対外的な組織名となるのか。

事務局:例えば、今回、米子工事検査事務所を工事検査事務所というように改正するが、対外的な名称 は米子工事検査事務所が引き続き使われる。

事務局:一つの機能として、工事検査事務所と規定したもの。

委員:今は、たまたま米子があるということか。

事務局: 例えば、これが倉吉や鳥取にできることもあるかもしれないということ。

事務局:わかりやすいのは、児童相談所などがわかりやすいかなと思う。

事務局:児童相談所だと倉吉と米子があるが、この規定だと児童相談所としか書いていない。そうした 趣旨からすれば、こちらも米子工事検査事務所と規定するのではなくて、工事検査事務所と書いて、実際の組織は米子だという規定にすることが正しいのではないかということで、今回法 制上の整理をされたということ。

委 員:過去に児童相談所は整理されたが、今回、さらに整理したということで、対外的な名称という ことではなくて、この規則の中での話ということで理解した。

# ◇議案第3号

管理職手当の区分に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## ◇議案第4号

昇給の特例に係る計画の承認についてについて、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

# 六 次回人事委員会の開催

令和元年7月4日(木)午前9時40分から開催することとした。